

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第56回）開催結果概要

1 日時

平成28年7月20日（水）午後3時から午後5時10分まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

井堀利宏，大野勝則，川出敏裕，國分敬一，仙田満，高橋宏志（座長），
中尾正信，二島豊太，山田真紀，山本和彦

（事務総局）

門田友昌審議官，森健二総務局参事官，餘多分宏聡民事局第一・三課長，
福島直之刑事局第一・三課長，品田幸男行政局第一・三課長，
和波宏典家庭局第一課長

4 進行

（1）報告及び意見交換等

ア 民事訴訟事件について

（ア）統計データの紹介

餘多分民事局第一課長から，平成27年の最新データに基づき，民事第一審訴訟事件，医事関係訴訟及び建築関係訴訟について，新受事件数及び平均審理期間の推移等の説明がされた。

続いて，品田行政局第一課長から，平成27年の最新データに基づき，行政事件訴訟，知的財産権訴訟及び労働関係訴訟について，新受事件数及び平均審理期間の推移等の説明がされた。

（イ）民事実情調査（前半）の報告及びそれに関する議論

餘多分民事局第一課長から，民事実情調査（前半）の結果の概要につき説明がされた。

まず、争点整理手続における認識共有の現状について、多くの事案では、裁判所から必要に応じて求釈明をし、代理人がこれに対応するという形で争点整理手続が進められており、明示的に争点の確認がされていないが、そのことによる具体的な問題は生じていないとの意見があった一方、① 裁判所が求めた事項と異なる準備書面が提出される、② 争点が拡散する、③ 事実の重要性に関する認識のそごが審理終盤で明らかになるといった弊害も指摘されたこと等が説明された。また、争点等の認識共有を阻害する要因として、専門的知見を要するなど争点等の認識共有の難しい事件の増加といったことのほか、① 本人に対する代理人の影響力の低下、② 争点整理に対する代理人の受動的姿勢、③ 争点整理手続段階における心証開示に関する裁判官と代理人の意識のそご、④ 争点整理に対する裁判官の消極的姿勢等の指摘があったこと等が説明された。また、こうした要因を踏まえ、裁判官と当事者（代理人）との間の認識共有を更に進めるための工夫やあい路の指摘があったことが説明された。

合議体による審理の活用については、主として事件類型や事件規模、当事者の属性や判断が社会に与える影響を考慮し、係属している事件の状況等も踏まえて合議に付している実情にあること、より多角的な観点から争点整理を行うことができる、判決の内容が深みのあるものとなる、和解の説得力が高まるといった肯定的な意見が多く出されたこと等が説明された。

（高橋座長）

- まず、争点整理手続における争点等の認識共有について、御意見をうかがいたい。

（中尾委員）

- 今回の調査では、裁判所と弁護士会とで、争点等の認識共有に対する認識自体に落差があったというのが印象的であった。裁判所側はそれなりに認識共有をしていると感じている一方で、弁護士側は、それほど認識共有

がされていないと感じている。なぜそのような落差が生じるのかを、後半の実情調査で聴取することになるのかと思う。

- 多くの事件については、明示的に確認しなくても、「あうんの呼吸」によって争点が暗黙のうちに了解されており、争点の軽重やとらえ方を意識的に確認しないまま事件が終了している。しかし、争点の軽重等の確認作業を行わない結果、一定数の事件では、争点の拡散などの弊害が生じ、そのために期日が一、二回余分に行われているのではないか。争点の軽重等を言葉に出して確認することについて裁判官・弁護士の意識付けが重要であり、逆に、このような意識付けが進めば現状の課題は容易に乗り越えられるようにも思う。

(山本委員)

- 争点等の認識共有について裁判所側の受け止め方と弁護士側の受け止め方に差がある印象があったというのは、中尾委員と同感である。弁護士会からの聴取内容に、争点整理を行う弁論準備手続期日の時間は、手続の序盤で約5分、手続の中盤でもせいぜい15分程度であるという意見が多かったが、それが事実だとすれば、その程度の時間で実質的な議論ができていいのか疑問である。前半の実情調査では、例えば、裁判官は、争点整理の段階では争点等の認識が代理人との間で一致していると思っていたが、和解の段階になって一致していないことが分かったという事例が紹介されたが、これなどは争点整理段階では裁判官と代理人との間で率直な意見交換ができておらず、形式的なやりとりのみで終わっていた表れのようにも思われる。
- 研究者の立場からすれば、「あうんの呼吸」で認識の共有ができていくというのであれば、なぜそれを言葉に出して確認しないのかという思いがある。

(中尾委員)

- 弁護士会からの調査において、争点整理手続では争点の確認はされておらず、求釈明しかされていないという意見があった。裁判官は、求釈明という形で暫定的な心証開示を行ったりサインを出したりしていると言っても、代理人側からすれば、求釈明は求釈明に過ぎないと感じている例が多いのではないか。
- 他方で、六、七年前は、争点整理手続が書面の交換だけで終わり、形骸化していたことが多く、そのことに明確に問題意識を持っていなかった。現在は、「あうんの呼吸」であれ求釈明であれ、争点等の認識を共有しようという意識は裁判官も代理人も持っているのであるから、当時よりは前進していると個人的には思う。今後は、争点整理を実質的なものとするため、争点等の認識共有を図るには具体的にどのようなことをし、裁判官と弁護士がそれぞれどのような役割を担うのかを見ていく必要があるだろう。

(二島委員)

- 当事者本人と代理人に信頼関係があれば、裁判官が開示した心証が思惑と違って、それだけで大きな問題になることはないが、当事者本人に対する代理人の影響力が低下し、両者の関係が希薄だと、裁判官から明示的に、思惑と異なる心証開示をされると当事者本人の反発を買うなどの深刻な問題が生じることになるのではないか。
- 当事者本人に対する代理人の影響力の低下の原因としては、以前は、弁護士の事件の受任形態として紹介者を介することがほとんどであったが、現在はそうした基礎がなく、インターネット等で本人から直接受任する場が増え、当事者本人と弁護士の関係が希薄化し、信頼関係の構築に苦労していることなどもあるように思う。

(高橋座長)

- 裁判官と弁護士では、争点整理に対するイメージがずれているのではないか。ある文献では、裁判官にとって争点整理は釈明と同義であり、法廷

での口頭弁論期日でもできるものであるが、弁護士や研究者にとって争点整理は膝をつき合わせた率直な意見交換、ボールの投げ合いであるとされていた。「一方向の」釈明は行われているが、「双方向での」意見交換が行われていないのではないか。

- 率直な意見交換には裁判官にも代理人にも準備が要るから、二、三回は意見交換の準備のために書面交換などを行う期日を設け、その後に、予告をした上で集中的に議論する期日を行うなどする工夫も必要のように思われる。

(中尾委員)

- 確かに、事前に予告をして集中的に意見交換することは有効だと思う。釈明を通じて争点整理を行うことを否定するわけではないが、裁判官が釈明の前提として争点の軽重を確認することまではしないので、ときに弁護士からピントがずれた回答がされることになるのであろう。

(二島委員)

- 争点の軽重を示すことが必要であるというのはそのとおりだと思うが、そのためには裁判官がある程度の心証を開示する必要がある。

(中尾委員)

- 人証調べ前の争点整理段階で心証開示をすることは、当事者間の不公平を招き、本人と代理人の信頼関係が失われるとあって、強い抵抗感を示す弁護士もいる。本来は、「暫定的な」心証開示であることを踏まえて更に実のある争点整理を行うという、裁判所と代理人の協働作業であるはずだが、そうした弁護士側の意識も改善されていく必要がある。

(高橋座長)

- 現行法では、弁論準備手続においても書証の取調べができるので、研究者の立場からすると、書証では立証できない部分、すなわち人証調べで聞くべき部分はどこかを確認する作業が争点整理の中心となる。そして、そ

のように争点整理を突き詰めていくと、結果として、人証調べで聞くことがほとんどなくなるというのも、研究者から見た、ある種の理想的なものともいえる。そのような形で争点整理を実質化するには、もちろん代理人の努力も必要であるが、まずは裁判官が何か工夫することで突破口を見つけるのが良いのかもしれない。

(山田委員)

- 裁判官は、二つの観点から、争点整理の工夫をしているように思う。一つは代理人と当事者の信頼関係、両者の距離感である。裁判官も、その関係性を見ながら、心証についてどのような言い方をすれば良いかを判断している。もう一つは訴訟の段階である。例えば、手続の序盤では被告側は事情を十分に把握していないことも多いので、その段階でいろいろ聞こうとしても限界があるということで、議論を抑制的にしておくといった配慮をすることがある。
- 釈明の前に争点の軽重を判断することは、確かに必要であるが、やろうとすると実は結構難しい。裁判所は、当該事件についての情報が圧倒的に少ないので、事案の全容が把握しきれていない段階で心証を開示すると、代理人の反発を招いたり、訴訟の方向をかえって限定したりしてしまう弊害が生ずることを懸念する。結局は、裁判官からすれば、釈明をしていくうちに争点の軽重等が明らかになってくることが多い。
- 認識共有の工夫として、事前に予告して集中的に意見交換をすることや、ホワイトボードに時系列を書くなどして意見交換をしている。

(大野委員)

- 地方だと弁護士数が限られるため、裁判官が代理人の個性等を見ながら心証開示等をするができるが、東京等の大都市だと弁護士数が多く、個々の代理人の個性を必ずしも把握していない中で、裁判官が自分のやり方で争点整理を行うと代理人からの反発を招くとの事情もあるのではない

か。裁判所の規模の違いでやり方に違いが出てくることもあるように思う。

(高橋座長)

- 次に、合議体による審理の活用及び事件の動向について、御意見をうかがいたい。
- 前半の実情調査では、合議体の活用については、弁護士会も賛成だったと思う。合議に付すことによって期日が入りづらくなることもないようであった。合議に付す目安を内部的に作っている庁もあり、合議に付しやすい工夫をしているということであった。

(二島委員)

- 合議体の活用については、問題ないと思う。

(山田委員)

- 合議充実の取組は本当にふさわしい事件を合議にしていくという観点からすると、なお過渡期にあるという感想を持つが、いろいろな庁で合議体による審理を充実させようという取組を行っている。東京地裁でも合議充実の態勢を作っており、内容が複雑な事件、波及効がある事件、単独では進行が困難になった事件等を合議事件にしている。
- 何か問題が生じてから合議に付すのでは遅いのではないかという認識も出てきており、早い段階からもう少し広めに合議に吸い上げて進行を検討する取組をしているところもある。

(高橋座長)

- 次に、事件の動向についてだが、弁護士人口が増えているにも関わらず、事件数はそれほど増えていないし、経済活動の影響だけでもなさそうである。全体の統計があるわけではないが、ADRも特に増えているわけではなさそうである。なかなか分からないところではあるが、何か御意見はあるか。

(二島委員)

- 原発ADRの影響は大きいのではないか。その案件の全てが訴訟になっていたら裁判所の業務が回らなくなっていたらう。

(仙田委員)

- 建築関係訴訟の新受件数が増加しない要因について、裁判以外の解決方法が整備されてきたことの影響があると思う。
- 建築関係訴訟では、ADRに限らず、保険の影響もあり、検査途中でのチェック態勢で紛争を未然に防ぐことが浸透してきていることが大きいと思う。

イ 刑事訴訟事件について

(ア) 統計データの紹介

福島刑事局第一課長から、平成27年の最新データに基づき、刑事第一審訴訟事件について、新受人員及び平均審理期間の推移等の説明がされた。また、裁判員裁判対象事件について、平成27年は再び長期化傾向に転じていること、その要因が公判前整理手続期間の長期化であることがうかがわれるため、同手続では争点等をどこまで詳細に整理すべきなのか、裁判所と当事者の役割分担がどうあるべきかなど、同手続の基本的な在り方についても議論を重ねる必要があるとの説明がされた。

(イ) 裁判員裁判に関する取組状況等について

(大野委員)

- 裁判員裁判対象事件は、公判審理が集中して行われるため、審理期間の多くを占めるのは公判前整理手続である。その長期化の改善については、具体的な事件を素材にした検討が各地で行われており、早期打合せや幅広い証拠開示、公判期日の仮予約などの取組が周知及び実践されてきた結果、平成25年、26年に一定の効果を得られたが、平成27年は再び長期化した。
- 公判前整理手続については、どこまで整理することを目指すのか、制度

の意義も踏まえて、裁判官、検察官、弁護人の三者間で認識を一致させていく必要がある。

(二島委員)

- 公判前整理手続については、日弁連も今後どのような問題が生じるのか、何らかの取組が必要なのかどうか調査に入っている。
- 今般の刑訴法の改正における公判前整理手続の拡充についても、データが取れるのは先であろうが、どのような影響が生じるのかも見ていく必要がある。

(川出委員)

- 私が協力研究員として関与している司法研究では、昨年から来年3月末までを期間として、公判前整理手続について研究を行っている。具体的には、全国から、公判前整理手続が一定以上長期化した事件の確定記録を集めて、責任能力が争点となる事案や間接証拠がメインとなる事案など、典型的に分けて、それぞれの事件の長期化の原因や裁判所や当事者がどのように活動すべきだったのかを分析する研究となっている。

(大野委員)

- 公判前整理手続について、裁判官には、主体的に争点の軽重付けの作業を行うべきという意識がある。一方、検察官や弁護人は、手続の主体は当事者であって、裁判所は一步引いたところで関与してほしいという意識があるようで、そのような意識の差が運用面に表れてきているようにも思う。

(二島委員)

- 弁護士会では、民事事件の争点整理と異なり、何らの証拠も裁判官が調べられない刑事事件の公判前整理手続については、心証開示をするのは良くないという意見も強い。

(大野委員)

- 公判前整理手続では、証拠を全く見ていないので、心証開示というわけ

ではない。ただ、両当事者の主張やどのような証拠が請求されるかで、争点の軽重もある程度分かるというのが裁判官の意識であるが、当事者としては、そこまではやり過ぎではないかという意識があるのが現状である。

(國分委員)

○ 公判前整理手続については、裁判所と検察官や弁護人との意識の違いは確かに生じているように思う。検察官としても早期の証拠開示など協力しているところであるが、期日の仮予約については、裁判所として事案をよく把握し、争点が明確になってからにして欲しいという感覚がある。刑事事件については、迅速化という観点のみではうまくいかないという実感はある。

○ なお、刑事事件全般についての個人的な感想としては、非対象事件を見ても、手間のかかる事件が増えているように思う。例えば、高齢化を背景に、万引きのような事案でも責任能力が争われる事案などが出てきている。

ウ 家事事件及び人事訴訟について

(ア) 統計データの紹介

和波家庭局第一課長から、平成27年の最新データに基づき、家事事件全般並びに遺産分割事件、婚姻関係事件、子の監護事件及び人事訴訟といった事件類型について、新受事件数及び平均審理期間等の説明がされた。

(山本委員)

○ 人事訴訟の平均審理期間が長期していることにつき、財産分与の申立てのある離婚訴訟の割合の増加が関係しているということであるが、離婚訴訟に子の監護の問題が伴うことにより訴訟が長期化しているといったことはないか。

(和波家庭局第一課長)

○ 離婚訴訟の当事者間に親権者を指定すべき子がいるかどうか(子の親権者指定を伴うかどうか)で訴訟の審理期間に有意な差はなく、現在把握し

ている限りではこれによる直接的な影響はないと思われる。平均審理期間に与える影響は、やはり財産分与申立ての有無による方が強いように思われる。

(イ) 家事情調査（前半）の報告及びそれに関する議論

和波家庭局第一課長から、家事情調査（前半）の結果の概要につき説明がされた。

まず、調停における裁判官関与と調停成立の関係について、裁判官や調停委員からは、適切なタイミングによる効果的な評議を通じた裁判官関与の充実の取組に関する紹介があり、そうした取組の効果として、調停委員同士の認識の共有化が図られ、当事者に対する説得力や当事者の納得性、信頼性の向上につながっているとの意見や、事件の困難化傾向の中でも審理期間の長期化防止につながっているのではないかとの意見があった旨の説明がされた。一方で、弁護士からは、取組の効果を実感することは少なく、取組の前後で調停の進行等が大きく変わったとは感じていないといった意見があったものの、調停委員同士が認識を共有して役割分担をして調停に当たっていると感じるといった意見や、必要な事案で家裁調査官が適切に関与する割合が増えているといった意見もあったとの説明がされた。次に、調停における裁判官関与と調停不成立後の審判や人事訴訟との関係に関し、別表第二事件については、裁判官及び弁護士のいずれからも、審判での審理や見通しを意識した進行や手続活動が行われているとの意見があった旨の説明がされるとともに、一般調停事件については、弁護士からは、離婚調停では戦略的観点から主張を抑制することがあるとの意見があり、裁判官からは、その後の手続を意識した調停運営をしにくいとの意見と、別表第二調停と離婚調停で本質的な相違はなく、調停段階の資料が人事訴訟において有用となる場合があるとの双方の意見があった旨の説明がされた。

(高橋座長)

- まず、調停における裁判官関与の取組について、御意見をうかがいたい。

(中尾委員)

- 裁判官関与の取組の効果検証は、家事事件の場合は各事件の個性が強く、調停の成立率のみからその効果を見ることは必ずしも相当ではないので、その効果が客観的にどこに現れるのなかなか見極めにくいという悩ましさがある。
- 他方で、今回の実情調査では、家事事件手続法の施行後、裁判所において、裁判官が調停委員と評議を行うこと自体や職種間の連携を図ることなどといった、いわばルーティン的なものについては着々と取組が進行しているという実感が持てた。実情調査では、弁護士からも、調停委員同士の発言がずれなくなったり、調停委員同士の役割分担が意識されるようになったりしたとか、家裁調査官の適切な関与が増加したといった意見も出されたことは、その裏付けとなったと思う。
- ただ、まだ形や手順先行の印象も拭えず、なお道半ばにあるとも思う。というのも、裁判官関与の取組の当事者本人に対する効果については、裁判所に対する調査でも、「当事者の納得が高まった印象である」といった印象論に止まるものとなっていたし、弁護士会に対する調査では、そのような印象があるとの意見も出てこなかった。調査に参加したような弁護士でも、その想定する「裁判官の関与」とは、いまだに調停期日に裁判官が直接出てきて調整するというものであり、その点では、現在の取組も従前と変わるところがないという意見も出ていた。しかし、裁判官が直接調停の場に出なくても、評議の充実によってその効果が得られるというのが家事事件手続法にいうあるべき姿ではないかと思う。
- 裁判官関与の充実は、家事事件手続法の理念である手続の透明性などとセットとなって、総合的に進めていくものであり、その点で取組として中

途にあり、内実の充実はまだまだこれからであろう。特に当事者との関係では課題が多いと感じる。

(山本委員)

- 前半の実情調査では、裁判官関与の取組に対する裁判所側の意識と、弁護士の受け止め方との間に落差があったとの印象を持った。ただ、評議の充実により調停委員同士の認識の共有化がされ、調停委員同士で方向性を違えることがなくなったという効果はあるようだ。また、調停委員からは、当事者の一定の納得が得られるようになったという意見もあった。この取組については、これらの点も含めて総合的に見ていく必要がある。
- 裁判官と調停委員の評議において、裁判官の言っていることすべては理解できていない調停委員もいるのではないかという指摘もあり、印象的であった。評議の充実にあたって、裁判官が調停委員ごとにきめ細かにその考え方を伝え切るというところまでには至っていない可能性があり、それは今後の課題と考えられる。

(仙田委員)

- 離婚によって被害を受けるのは子供である。家裁調査官は、子供の立場で、もっと積極的に役割を果たす必要がある。家裁調査官の数や質を充実させる必要がある。

(高橋座長)

- 裁判官が調停の場に出てくれば裁判官の関与がはっきりするというのはそのとおりだが、それはいささか無い物ねだりであり、内容の面で裁判官が関与していれば良いということであろうと思う。その意味では、調停委員同士の認識の共有化や家裁調査官の適切な関与もあり、効果の表れの一つであろう。
- 次に、調停不成立後の審判や人事訴訟との関係について、御意見はあるか。

(中尾委員)

- 実情調査では、別表第二事件における調停と審判の関係については、連続性があり、構造的に連携が図られていることがよく分かった。
- 他方で、離婚調停と離婚訴訟については、調停段階で作成されるなどした財産一覧表や家裁調査官の調査報告書が訴訟の場でも用いられるなどの有用性も指摘されていたが、少なくとも代理人としては、これらの事件は別のものとして扱っているとの印象を強く受けた。
- また、実情調査では、戦略的な観点から、離婚調停段階では言い分を全て出さない、主張を抑制して出すという意見も弁護士から出されたが、その理由については、同じ弁護士としてよく分からないところがある。弁護士としては、調停事件を受任するのは、調停で解決する芽があると思越しているからであり、そのために必要な証拠などを提出するため、主張や証拠の提出を抑制するということは、なかなかないのではないかと思う。推論であるが、東京と地方との違いや、事件の受任形態（法テラス経由の事件が多いなど）などを含めた背景事情があるのかもしれない。

(二島委員)

- 私も戦略的観点からの主張の抑制については、理解が難しい。

(高橋座長)

- 研究者の抽象論としてお聞きしてもらいたいが、争点整理とは「不一致点」を見つけるものであるのに対し、和解や調停は「一致点」を見つけるものだというイメージがあり、調停では、当事者が争いになるようなことはまずは抑えておくというのは、そのような意味合いのものではないかと捉えた。ただ、言いたいことをいたずらに抑制して合意に達したとしても、その合意はいずれ壊れてしまうのだから、なかなか難しい。

(山本委員)

- 今般の家事事件手続法の施行により、それまで調停と審判が事件として

一体と扱われてきた別表第二事件について、離婚調停と人事訴訟との関係と同じく、調停と審判を切り離すことで、調停での合意が成立しやすくなると考えていた。

- しかし、実際は逆で、ここは特に弁護士の意識が全然違っていたのが興味深かった。離婚については調停と人事訴訟が全くの別事件で、別表第二事件では基本的に一体のものと捉えられているという点に関心を持った。本質的なものなのか、従来そうであったからという一種の慣れに過ぎないのかなど見ていきたい。

(高橋座長)

- 調停は成立する見込みがないから早く不調にしてほしい、調停前置主義であるからやむを得ず調停をやっているというような、調停に非協力的な弁護士はいるものか。

(中尾委員)

- 事案によっては、当初から、調停よりも訴訟で扱うのがふさわしい場合もある。しかし、弁護士が代理人として離婚調停事件を受任したということは、調停での解決に全力を尽くすということになるのではないかと思う。そのような前提からすると、一、二回の期日で調停を不調にしてくれというのは、普通はないと思うが。

(高橋座長)

- 実情調査では、待合室の状況や裁判官非常駐支部の期日の入れ方等についての意見も出されたが、いかがか。

(仙田委員)

- 調査で見たところでは、家裁では子供の心情に配慮するような造りとするなどそれなりに工夫していたが、一般に、裁判所の建築にはゆとりがないと思う。廊下を直線ではなく、少しへこみを作ってベンチを置くなどするだけでだいぶ違うのではないかと思う。バリアフリーの観点も重要であ

る。

(2) 今後の予定について

次回の検討会は、事務局において日程調整を行うこととなった。

(以 上)